

下水熱利用に活用可能な支援制度（令和2年度）（1/4）

下水道リノベーション推進総合事業（社会資本整備総合交付金）〔国土交通省〕

対象者： 公共下水道管理者、流域下水道管理者

対象事業： 熱利用に必要な施設のうち、下水又は下水処理水の流れる施設（**熱交換施設、送水施設及びポンプ施設**に限る。）及びその付帯施設の整備。

対象経費： 事業費

補助率： 1/2

連絡先： 各地方整備局建政部都市整備課等、北海道開発局事業振興部都市住宅課、沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課

サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）〔国土交通省〕

対象者： 省CO2技術を住宅・建築物に導入する建築主等（民間事業者等）、建築主と一体・連携して省CO2技術を導入する者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

対象事業： **①住宅・建築物の新築、②既存の住宅・建築物の改修、③省CO2のマネジメントシステムの整備、④省CO2に関する技術の検証（社会実験・展示等）**のいずれか、またはそれらの組み合わせによるプロジェクトのうち、**省CO2の推進に向けたモデル性、先導性が高いもの**として選定されたもの

対象経費： 建設工事経費（設計費、建設工事費、マネジメントシステムの整備費、技術の検証費）及び附帯事務費

補助率： 補助対象経費の1/2以内

※一般部門・中小規模建築物部門・LCCM住宅部門：1プロジェクトあたり原則5億円（複数の街区や敷地、棟にまたがるプロジェクトなど、評価委員会において必要と認められた事業については10億円。標準単価方式による場合は採択プロジェクトの総事業費の3.5%と比較していずれか少ない金額を上限とする。）

※非住宅及び共同住宅の新築事業については、建設工事費に該当する費用の補助額は当該建設工事費の5%以内の額。

連絡先： サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）評価事務局

メール： shoco2@hyoka-jimu.jp FAX： 03-3222-7722

既存建築物省エネ化推進事業〔国土交通省〕

対象者： 本補助金の交付を受けて省エネ化事業を行う建築主等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等を含む）

対象事業： **既存のオフィスビル等の住宅以外の建築物の改修**

※構造躯体（外皮）、建築設備の省エネルギー改修工事、及び省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を実施するものを対象とする。

対象経費： ① 省エネルギー改修工事に要する費用、② エネルギー使用量の計測等に要する費用、③ バリアフリー改修工事に要する費用（省エネルギー改修工事と併せて行う場合に限る）、④ 省エネルギー性能の表示に要する費用

補助率： 補助対象経費の1/3以内（上限額：1事業あたり5,000万円、設備改修に係るものは2,500万円）

※バリアフリー改修を行う場合は、当該改修に係る補助額として2,500万円または省エネ改修にかかる補助額を限度に加算

連絡先： 既存建築物省エネ化推進事業評価事務局

メール： kaishu@hyoka-jimu.jp FAX： 03-3222-7722



下水熱利用に活用可能な支援制度（令和2年度）（2/4）

熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業（一部農林水産省連携事業）〔環境省〕

対象者： 地方公共団体、民間事業者・団体等

対象事業： ①地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業

地域の未利用又は効果的に活用されていない熱や湧水等資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組を対象とした、具体的な事業化に必要な設備等の導入を行う事業

②低炭素型の融雪設備導入支援事業

地中熱、地下水熱（地下水還元方式を除く）、温泉熱や下水排熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備等を導入する事業

③地域熱供給促進支援事業

コスト効率的な地域熱供給の実現に必要な設備を導入する事業

対象経費： 事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費

補助率： 補助事業者が必要と認めた額

連絡先： 環境省 地球環境局地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
電話：03-5521-8339



下水熱利用に活用可能な支援制度（令和2年度）（3/4）

地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）〔環境省〕

対象者： ①公共施設に関する防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業（第1号事業）：地方公共団体、民間企業（地方公共団体と共同申請する事業者）
②民間施設等に関する防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業（第2号事業）民間企業、個人事業主、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等

対象事業：①公共施設に**防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコージェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備**（蓄電池、自営線等）等を導入する事業

②民間業務用施設に**防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム、蓄電池等**を導入する事業

対象経費：事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費

補助率： ① 財政力指数が0.8未満の政令市未満市区町村等 3/4
財政力指数が0.8以上の政令市未満市区町村等 2/3
都道府県・政令市・民間団体（地方公共団体等と共同申請） 1/2
② 1/2（下限額200万円※1、2）

※1補助金の交付決定額の下限額。これを下回る事業は補助対象外。

※2ZEBの実現に資する場合は、2/3（①延床面積10,000㎡未満の民間建築物（新築に限る）上限5億円/年（延床面積2,000㎡未満の場合は上限3億円/年）②延床面積2,000㎡未満の民間建築物（既設に限る）上限3億円/年

③地方公共団体所有の建築物（面積制限なし）上限5億円/年（延床面積2,000㎡未満の場合は上限3億円/年）

連絡先： 一般財団法人環境イノベーション情報機構 事業第1課

メール：bousai@jigyo.eic.or.jp



下水熱利用に活用可能な支援制度（令和2年度）（4/4）

L2-Tech導入実証事業〔環境省〕

対象者： 民間企業、独立行政法人、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、都道府県・市町村・特別区及び地方公共団体の組合、法律により直接設立された法人、その他環境大臣の承認を経て財団が認める者

対象事業：**L2-Tech（先導的低炭素技術）リストに拡充予定のある先導的な設備・機器や、商用化の初期段階にある設備・機器を用いた当該技術やシステム**について、導入実証を行う事業

※実運転を行い、エネルギー消費量、CO2削減量、費用対効果と合わせて運用条件、稼働実績に関するデータの取得が可能な事業であること。

※国内の事業場・工場において、設備・機器の効率向上ではなく、適切な計画設計を通じエネルギー需要を制御することにより利便性や効用を維持しつつCO2排出量を削減する技術やシステムであること。

※技術やシステムを導入した場合のCO2削減効果が優れ、かつ先導性があり波及効果が期待できる事業であること。

対象経費： 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費、事務費、その他必要な経費

補助率： 補助対象経費の1/2

連絡先： 公益財団法人北海道環境財団 補助事業部

電話：011-206-1573 メール：l2_ask@heco-hojo.jp ※問い合わせは原則メール

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道企画課 資源利用係

TEL：03-5253-8427 FAX：03-5253-1596



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism